

座間市犯罪被害者等日常生活支援に要する費用の助成及び見舞金等に関する実施要綱

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 日常生活支援に要する費用の助成（第4条－第12条）
- 第3章 見舞金（第13条－第19条）
- 第4章 専門相談（第20条－第26条）
- 第5章 緊急避難場所の提供（第27条－第31条）
- 第6章 雑則（第32条－第39条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この告示は、座間市犯罪被害者等支援条例（令和8年座間市条例第1号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、犯罪被害者等に対し、日常生活支援に要する費用を助成すること及び見舞金を支給することに関し、座間市補助金等の交付に関する規則（平成6年座間市規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定め、並びに法律相談及びカウンセリングの実施並びに緊急避難場所の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪 条例第2条第1号に規定する犯罪等のうち、日本国内、日本国外、日本船舶内、又は日本航空機内において行われた刑法（明治40年法律第45号）その他日本国における刑罰法令に規定する行為（刑法第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為（同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為を除く。）を含む。）並びに自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）に規定する行為のうち、特に生命及び身体に影響を及ぼすものをいう。
- (2) 性犯罪 条例第2条第1号に規定する犯罪等のうち、日本国内、日本国外、日本船舶内、又は日本航空機内において行われた刑法第176条、第177条、第179条、第181条及び第241条に規定する罪並びにこれらの罪（同法第176条及び第179条第1項に規定する罪を除く。）の未遂罪をいう。
- (3) 犯罪被害 次のいずれかに該当するものをいう。ただし、被害届を警察に提出することが困難であると認められる場合を除き、被害届が警察その他の捜査機関に受理されているものに限る。

ア 犯罪による死亡又は重傷病

イ 性犯罪による被害

(4) 重傷病 1月以上の加療を要する負傷又は疾病をいう。ただし、交通事故による被害の場合は、療養の期間が3月以上であることを要する。

(5) 市民 条例第2条第3号に定める市民等のうち、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき市の住民基本台帳に記録されているもの及びやむを得ない理由により市の住民基本台帳に記録をされずに市内に居住しているものをいう。

2 前項に定めるもののほか、この告示において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

（遺族又は家族の範囲）

第3条 支援の対象となる遺族（以下「遺族」という。）は、犯罪により死亡した者の死亡時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪により死亡した者の配偶者又は婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあったと市長が認める者若しくは当該犯罪被害者とともに座間市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（令和4年10月1日施行）第7条第1項に規定する受領証等の交付を受けていた者（以下「配偶者等」という。）

(2) 犯罪により死亡した者の2親等以内の親族（子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者を含む。）

(3) 前2号に該当する者に監護される者

2 支援の対象となる家族（以下「家族」という。）は、犯罪又は性犯罪が行われた時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪又は性犯罪による被害を受けた者の配偶者等

(2) 犯罪又は性犯罪による被害を受けた者の2親等以内の親族（子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者を含む。）

(3) 前2号に該当する者に監護される者

第2章 日常生活支援に要する費用の助成

（家事及び介護等支援費用の助成）

第4条 市長は、犯罪被害により日常生活を営むことについて支障がある犯罪被害者等が家事及び介護等支援サービスを利用した場合に、その費用の一部を助成するものとする。

2 1時間当たりの助成の額は、4,000円を上限とする。

3 助成の対象となる家事及び介護等支援サービスは、30分を単位とし、一の犯罪被害について合計60時間までとする。

4 助成の対象となる家事及び介護等支援サービスの内容は、次に掲げるものとする。

(1) 調理、洗濯、掃除、買物等の家事

(2) 食事、排せつ、入浴等の介護

(3) 通院等の介助

(4) その他市長が必要と認める家事及び介護等

5 前項各号に掲げる家事及び介護等支援サービスは、当該サービスを提供する事業者等により実施されるもので、かつ、犯罪被害者又は申請者の住居において行われるものでなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(家事及び介護等支援費用の助成対象者)

第5条 前条の規定による助成の対象者は、犯罪被害が警察への照会等により客観的に確認でき、次の各号のいずれかに該当する者が犯罪被害を受けたことにより、家事及び介護等に支障が生じていると認められる者とする。

(1) 遺族であって、第12条の規定による助成の申請（以下この項において「助成の申請」という。）を行う時点において市民であるもの

(2) 犯罪により重傷病を負った者又は性犯罪被害を受けた者であって、助成の申請を行う時点において市民であるもの

(3) 家族であって、助成の申請を行う時点において市民であるもの

2 前項の規定にかかわらず、介護保険法（平成9年法律第123号）における訪問介護、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）における居宅介護その他ホームヘルプサービスに関する制度を利用した場合の自己負担分の費用については、助成しない。

(一時保育及び一時預かり費用の助成)

第6条 市長は、犯罪被害により、犯罪被害者等が監護する子の家庭での保育が困難となった場合であって、その監護する子のために一時保育及び一時預かりサービスを利用したときは、その費用の一部を助成するものとする。

2 助成の額の上限は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 小学校就学前の子 1人につき1回当たり3,000円

(2) 小学校に就学中の子 1人につき1回当たり7,200円

3 助成の対象となる一時保育及び一時預かりサービスは、その監護する子1人につき、一の犯罪被害について前項各号の助成につき合計で10回までとする。

4 助成の対象となる一時保育及び一時預かりサービスは、当該サービスの提供を行う事業者により実施されるものに限る。

(一時保育及び一時預かり費用の助成対象者)

第7条 前条の規定による助成の対象者は、犯罪被害が警察への照会等により客観的に確認でき、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 第5条第1項各号のいずれかに該当する者

(2) 小学校就学前の子又は小学校に就学中の子を監護する者

(配食等費用の助成)

第8条 市長は、犯罪被害者等が犯罪被害により健康の維持を図るための食事を用意できない場合であって、配食等サービス（食材配送サービス等の利用又はアルコール類の配送を除く。）を利用したときに、その費用の一部を助成するものとする。

2 1回当たりの助成の額は、1人につき1,000円を上限とする。

3 助成の回数は、一の犯罪被害について1人につき合計30回までとする。

4 助成の対象となる配食等サービスは、当該サービスの提供を行う事業者により実施されるものに限る。

（配食等費用の助成対象者）

第9条 前条の規定による助成の対象者は、犯罪被害が警察への照会等により客観的に確認でき、第5条第1項各号のいずれかに該当する者が犯罪被害を受けたことにより、健康の維持を図るための食事を用意することに支障が生じていると認められるものとする。

（転居費用の助成）

第10条 市長は、犯罪被害により市内の従前の住居に居住することが困難になったと認められる犯罪被害者等が次の各号のいずれかに該当する場合に要する費用の一部を助成するものとする。

(1) 新たな住居へ転居し、又は転出する場合

(2) 新たな住居へ一時的に転居した後に従前の住居に戻る場合又は市内の別の住居に転居する場合

(3) 新たな住居へ一時的に転出した後に従前の住居に戻る場合又は市内の別の住居に転居する場合

2 前項に規定する従前の住居に居住することが困難になったと認められる犯罪被害者等とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 従前の住居又はその付近において犯罪被害を受けたために精神的に当該住居に居住し続けることが困難となった者

(2) 犯罪により住居が滅失し、又は著しく損壊したために居住することができなくなった者

(3) 二次被害を受けた者又は再被害を受けた者若しくは受けるおそれのある者

(4) 犯罪による傷病、後遺障害、家族構成員の死亡等により、従前の住居における従来の生活を維持することが困難になった者

3 第1項第2号又は第3号に規定する場合とは、次項本文に規定する転居費用の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 新たな住居に一時的に居住したのち、前項各号に規定する要因が一定程度解消される等によって従来の生活への復帰を図るとき。

(2) その他市長が必要と認めるとき。

4 助成の額は、1回20万円を限度とし、回数は、一の犯罪被害について1回の転居又は転出を限度とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、合計で2回までの転居費用を

助成する。

(1) 第1項第2号又は第3号に該当するとき。

(2) 転居費用の助成を受けたのち、犯罪被害者等が次のいずれかに該当するとき。

ア 市内の転居先で二次被害を受けた場合又は再被害若しくはそのおそれにより、再び転居又は転出が必要となったとき。

イ 利用期限のある市内の住居等に一時的に居住し、退去せざるを得なくなったとき。

5 前項の規定にかかわらず、他の市区町村から同一の転居又は転出に対し、同種の転居費用の支給を受けた場合は、対象外とする。

6 助成の対象となる転居費用の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 引越しに係る運送、荷造り及び不用品の廃棄等のサービスに係る費用

(2) 新たな住居に入居する際に要する敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料、保証料、日割り家賃、原状回復に係る費用その他の費用

(3) その他市長が転居のために必要と認めるもの

7 前項第1号及び第2号に掲げる費用は、引越事業者、不動産事業者等に支払ったものに限る。
(転居費用の助成対象者)

第11条 前条の規定による助成の対象者は、犯罪被害が警察への照会等により客観的に確認でき、助成の申請を行う時点で市民である者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 犯罪により死亡した者である市民の遺族であつて、当該犯罪発生時に当該犯罪被害者と同居していたもの

(2) 犯罪により重傷病を負った者で当該犯罪発生時に市民であつたもの

(3) 性犯罪被害を受けた者であつて当該犯罪発生時に市民であつたもの

(4) 放火（刑法第108条、第111条第1項又は第117条第1項に規定する罪をいう。）

によって前条第2項第2号に該当する者で、死亡又は重傷病に該当せず当該犯罪発生時に市民であつたもの

(5) 前各号に該当する者の家族であつて、当該犯罪発生時に当該犯罪被害者と同居していたもので、かつ居宅の契約名義人であるもの

(6) その他市長が必要と認める者

2 前項の犯罪被害は、過失による被害を除くものとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(助成の申請)

第12条 第4条、第6条、第8条又は第10条の規定による助成（以下「日常生活支援に要する費用の助成」という。）を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、座間市犯罪被害者等日常生活支援に要する費用助成及び見舞金申請書兼報告書（第1号様式）及び犯罪被害に関する申立書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、申請者は、支援が適正な事業者によって行われるよう、原則として事前に犯罪被害者等

支援所管課に相談するものとする。

2 前項に規定する申請書には、日常生活支援に要する費用の助成の支払費用を証する領収書その他の支払費用の内容を確認することができる書類及び次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、本要綱に規定する他の支援に係る申請で提出した書類をもって代えることができると認められる場合は、その一部の添付を省略することができる。

(1) 第4条に規定する家事及び介護等支援費用の助成、第6条に規定する一時保育及び一時預かり費用の助成並びに第8条に規定する配食等費用の助成の場合 次に定める書類

ア 第5条第1項第1号に規定する者が申請するとき 次に掲げる書類

(ア) 申請者が助成の申請を行う時点において市民であることを証明することができる地方公共団体の長が発行する証明書

(イ) 犯罪により死亡した者の死亡診断書、死体検案書等の写しその他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

(ウ) 申請者と犯罪により死亡した者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書

(エ) 申請者が犯罪により死亡した者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

(オ) 申請者が犯罪により死亡した者とパートナーシップの関係にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

(カ) その他市長が必要と認める書類

イ 第5条第1項第2号又は第3号に規定する者が申請するとき 次に掲げる書類

(ア) 申請者が助成の申請を行う時点において市民であることを証明することができる地方公共団体の長が発行する証明書

(イ) 重傷病を負った犯罪被害者にあつては、負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書その他の証明書

(ウ) 家族の申請にあつては、申請者と犯罪被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書

(エ) 家族の申請にあつては、申請者が犯罪被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

(オ) 申請者が犯罪により死亡した者とパートナーシップの関係にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

(カ) その他市長が必要と認める書類

(2) 第10条に規定する転居費用の助成の場合 次に定める書類

ア 前条第1項第1号に規定する者が申請するとき 次に掲げる書類

(ア) 犯罪により死亡した者が、当該犯罪が行われた時に市民であり、申請者と当該犯罪被害者が当該犯罪発生時に同居していたことを証明することができる地方公共団体の長が発行する証明書

(イ) 犯罪により死亡した者の死亡診断書又は死体検案書等の写しその他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

(ウ) 申請者と犯罪により死亡した者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書

(エ) 申請者が犯罪により死亡した者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

(オ) 申請者が犯罪により死亡した者とパートナーシップの関係にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

(カ) その他市長が必要と認める書類

イ 前条第1項第2号又は第3号に規定する者が申請するとき 次に掲げる書類

(ア) 犯罪により重傷病を負った者又は性犯罪被害を受けた者が、当該犯罪が行われた時に市民であったことを証明することができる地方公共団体の長が発行する証明書

(イ) 重傷病を負った犯罪被害者にあつては、負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書その他の証明書

(ウ) その他市長が必要と認める書類

ウ 前条第1項第4号に規定する者が申請するとき 次に掲げる書類

(ア) 申請者が当該犯罪が行われた時に市民であったことを証明することができる地方公共団体の長が発行する証明書

(イ) 火災証明書

(ウ) その他市長が必要と認める書類

エ 前条第1項第5号に規定する者が申請するとき 次に掲げる書類

(ア) 犯罪により重傷病を負った者又は性犯罪被害を受けた者が、当該犯罪が行われた時に市民であったことを証明することができる地方公共団体の長が発行する証明書

(イ) 重傷病を負った犯罪被害者にあつては、負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書その他の証明書

(ウ) 申請者と犯罪により重傷病を負った者又は性犯罪被害を受けた者との続柄を証する戸籍の謄本、抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書

(エ) 放火によって転居を必要とする場合にあつては、火災証明書

(オ) その他市長が必要と認める書類

オ 次項の規定により、家族が代理で申し込むとき 次に掲げる書類

- (ア) 犯罪により重傷病を負った者又は性犯罪被害を受けた者が、当該犯罪が行われた時に市民であったことを証明することができる地方公共団体の長が発行する証明書
- (イ) 重傷病を負った犯罪被害者にあつては、負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書その他の証明書
- (ウ) 申請者と犯罪により重傷病を負った者又は性犯罪被害を受けた者との続柄を証する戸籍の謄本、抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書
- (エ) その他市長が必要と認める書類

3 前2項の規定にかかわらず、犯罪被害者が未成年である場合又は負傷若しくは疾病等の事情により申請書の提出が困難と市長が認める場合は、その家族が犯罪被害者の代理として申請し、助成を受けることができる。ただし、犯罪被害者の不利益が生じないよう、家族が代理申請をする場合は、犯罪被害者の同意を得るよう努めるものとする。

第3章 見舞金

(遺族見舞金の支給)

第13条 市長は、犯罪（過失による行為を除く。次条から第16条までにおいて同じ。）発生時に市民であった者が死亡した場合について遺族に対し30万円の見舞金（以下「遺族見舞金」という。）を支給する。ただし、当該犯罪による被害につき、第15条に規定する重傷病見舞金及び第17条に規定する性犯罪被害見舞金を既に支給された者が、当該見舞金の受給に係る犯罪に起因して死亡した場合にあつては、30万円を上限に、既に支給された当該見舞金の額を差し引いて支給するものとする。

(遺族見舞金の支給対象者)

第14条 前条に規定する支給対象者は、犯罪により死亡した者である市民の遺族であつて、当該犯罪被害者の死亡時において、次の各号のいずれかに該当するもので、次項及び第3項に定める第1順位の遺族となるものとする。

- (1) 犯罪により死亡した市民の配偶者等
- (2) 犯罪被害者である市民の収入によって生計を維持していた当該犯罪被害者である市民の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 前号に該当しない犯罪被害者である市民の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者にあつては、各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先とし、実父母を後とする。ただし、当該遺族間での協議において代表者を決定した場合は、その代表者（前項各号に掲げる者に限る。）を第1順位の遺族とすることができる。

3 前項の場合において、遺族見舞金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるとき、その1人に対してした支給及び第19条第3項の場合において代理としての家族の1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(重傷病見舞金の支給)

第15条 市長は、犯罪により市民が重傷病を負った場合、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額の見舞金（以下「重傷病見舞金」という。）を支給する。

(1) 療養の期間が1月以上で、かつ、入院3日間以上を要する負傷若しくは疾病又は療養の期間が1月以上で、かつ、その症状が3日以上労務に服することができない程度の精神疾患である場合 10万円

(2) 療養の期間が1月以上を要する負傷、疾病又は精神疾患である場合 5万円

2 前項第1号の規定にかかわらず、一の犯罪被害につき、既に第17条に規定する性犯罪被害見舞金5万円の支給を受けている場合は5万円を支給し、性犯罪被害見舞金10万円の支給を受けている場合は支給しない。

（重傷病見舞金の支給対象者）

第16条 前条の規定による支給の対象者は、犯罪により重傷病を負った者で当該犯罪発生時に市民であったものとする。

（性犯罪被害見舞金の支給）

第17条 市長は、市民が受けた性犯罪の被害のうち、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額の見舞金（以下「性犯罪被害見舞金」という。）を支給する。

(1) 刑法第177条、第179条第2項若しくは第241条に規定する罪又はこれらの罪の未遂罪の場合 10万円

(2) 刑法第176条、第179条第1項又は第181条に規定する罪の場合 5万円

2 前項の規定にかかわらず、一の犯罪被害につき、既に重傷病見舞金の支給を受けた場合にあつては、前項各号に定める額から当該見舞金の支給額を差し引いた額を支給するものとする。

（性犯罪被害見舞金の支給対象者）

第18条 前条の規定による支給の対象者は、性犯罪被害を受けた者で当該犯罪発生時に市民であったものとする。

（見舞金の申請）

第19条 遺族見舞金、重傷病見舞金及び性犯罪被害見舞金（以下「見舞金」という。）の支給を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、座間市犯罪被害者等日常生活支援に要する費用助成及び見舞金申請書兼報告書及び犯罪被害に関する申立書を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、本要綱に規定する他の支援に係る申請で提出した書類をもって代えることができると認められる場合は、その一部の添付を省略することができる。

(1) 遺族見舞金 次に掲げる書類

ア 犯罪により死亡した者が、当該犯罪が行われた時に市民であったことを証明することができる地方公共団体の長が発行する証明書

イ 犯罪により死亡した者の死亡診断書又は死体検案書等の写しその他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

ウ 申請者と犯罪により死亡した者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書

エ 申請者が犯罪により死亡した者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

オ その他市長が必要と認める書類

(2) 重傷病見舞金及び性犯罪被害見舞金 次に掲げる書類

ア 犯罪により重傷病を負った者又は性犯罪被害を受けた者が、当該犯罪が行われた時に市民であったことを証明することができる地方公共団体の長が発行する証明書

イ 第15条第1項第1号に規定する重傷病を負った者にあつては、負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数並びに入院治療に要した日数又は労務に服することができない日数に関する医師の診断書その他の証明書

ウ 第15条第1項第2号に規定する重傷病を負った者にあつては、負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書その他の証明書

エ その他市長が必要と認める書類

3 前2項の規定（前項第1号を除く。）にかかわらず、犯罪被害者が未成年である場合又は負傷若しくは疾病等の事情により申請書の提出が困難と市長が認める場合は、その家族が犯罪被害者の代理として申請し、支給を受けることができる。ただし、犯罪被害者の不利益が生じないように、家族が代理申請をする場合は、犯罪被害者の同意を得るよう努めるものとする。

第4章 専門相談

（法律相談の実施）

第20条 市長は、法的知識についての犯罪被害者等の支援を目的として、犯罪被害に精通した弁護士による法律相談（以下「法律相談」という。）を実施する。

2 法律相談は、一の犯罪被害について1回当たり1時間を目安として、利用開始日から起算して3年以内に2回まで実施することができ、その費用については、市が負担する。

3 法律相談の利用日の変更又は取消しは、利用日の前日（その日が座間市の休日を定める条例（平成元年座間市条例第4号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日）午後5時15分までに犯罪被害者等支援所管課に申し出なければならない。

4 前項の規定による申出をせず、法律相談を利用しなかったときは、当該相談を利用1回とみなす。ただし、病気、災害その他やむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

5 法律相談は、神奈川県弁護士会に所属する弁護士に依頼して神奈川県内で実施するものとし、その実施内容については、市と神奈川県弁護士会とが協議して定めるものとする。

(法律相談の対象者等)

第21条 法律相談の対象者は、犯罪被害者等で、かつ申請時に市民である者であって、法律相談をする必要があると認められたものとする。

2 法律相談は、次の各号のいずれかの相談内容について実施する。

- (1) 犯罪被害の届出又は告訴
- (2) 警察又は検察庁における被害者等の事情聴取、捜査状況等
- (3) 刑事裁判、示談、損害賠償請求等
- (4) 検察審査会、被害者等通知制度等
- (5) マスコミ対策等の二次被害の防止
- (6) 犯罪被害者等給付金、弁護士費用の扶助その他の経済的支援
- (7) その他市長が必要と認めるもの

3 法律相談は、一の犯罪被害について既に法律相談を利用した犯罪被害者等とは別の犯罪被害者等が新たに法律相談を利用することはできない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(カウンセリングの実施)

第22条 市長は、犯罪等により受けた精神的な被害が早期に軽減し、又は回復することができるよう心理学的な専門知識及び技術を有するカウンセラーによるカウンセリング（以下「カウンセリング」という。）を実施する。

2 カウンセリングは、一の犯罪被害について1回当たり1時間を目安として、利用開始日から起算して3年以内に10回まで実施することができ、その費用については、市が負担する。

3 カウンセリングの利用日の変更又は取消しは、利用日の前日（その日が休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日）午後5時15分までに犯罪被害者等支援所管課に申し出なければならない。

4 前項の規定による申出をせず、カウンセリングを利用しなかったときは、当該カウンセリングを1回利用したものとみなす。ただし、病気、災害その他やむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

5 カウンセリングは、公益社団法人神奈川被害者支援センター（以下「センター」という。）に依頼して実施するものとし、その実施内容は、市とセンターとが協議して定めるものとする。

(カウンセリングの対象者等)

第23条 カウンセリングの対象者は、犯罪被害者等で、かつ申請時に市民である者であって、カウンセリングをする必要があると認められたものとする。

2 カウンセリングは、次の各号のいずれかの相談内容について実施する。

- (1) 心又は身体に関する悩み
- (2) 家族関係の問題
- (3) 職場、学校等の日常生活上の問題

- (4) 対人関係に関する問題
- (5) その他市長が必要と認めるもの

3 第1項に規定する対象者のうち、精神科等の医師による治療を受けているものにあつては、カウンセリングの利用について主治医の了解を得ていることを要するものとする。

(専門相談の申請)

第24条 第21条第1項に該当する者及び前条第1項に該当する者のうち、法律相談又はカウンセリング（以下「専門相談」という。）の利用を希望するもの（以下この条において「申請者」という。）は、犯罪被害に関する申立書及び座間市犯罪被害者等専門相談・緊急避難場所利用申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、本要綱に規定する他の支援に係る申請で提出した書類をもって代えることができると認められる場合は、その一部の添付を省略することができる。

(1) 犯罪被害者が申請をするとき 申請者が申請を行う時点において市民であることを証明することができる地方公共団体の長が発行する証明書

(2) 遺族が申請をするとき 次に定める書類

ア 申請者が申請を行う時点において市民であることを証明することができる地方公共団体の長が発行する証明書

イ 犯罪により死亡した者の死亡診断書又は死体検案書の写し、その他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

ウ 申請者と犯罪により死亡した者との続柄を証明する戸籍の謄本、抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書

エ 申請者が犯罪により死亡した者と配偶者等であつた者又は養子縁組関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を認めることができる書類

オ その他市長が必要と認める書類

(3) 家族が申請をするとき 次に定める書類

ア 申請者が申請を行う時点において市民であることを証明することができる地方公共団体の長が発行する証明書

イ 申請者と犯罪被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書

ウ 申請者が犯罪被害者と配偶者等であつた者又は養子縁組関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を認めることができる書類

エ その他市長が必要と認める書類

(専門機関との連携等)

第25条 専門相談を担当する者（以下「担当者」という。）は、専門相談を実施した場合にお

いて、市長が必要と認めるときは、他の専門機関との連携、紹介等を行うものとする。

(実施状況及び記録)

第26条 担当者は、専門相談を実施したときは、座間市犯罪被害者等支援法律相談依頼書兼報告書(第4号様式)又は座間市犯罪被害者等支援カウンセリング依頼書兼報告書(第5号様式)を作成し、市長に報告するものとする。

第5章 緊急避難場所の提供

(緊急避難場所の提供)

第27条 市長は、犯罪被害者等に、犯罪発生直後の避難場所として一時的に安全な居住場所を確保し、その費用を負担することにより、その精神的・経済的負担の軽減を図ることを目的として、神奈川県(以下「県」という。)と連携して緊急避難場所(以下「緊急避難場所」という。)の提供を実施する。

2 緊急避難場所の提供は、県が神奈川県犯罪被害者等支援条例(平成21年神奈川県条例第3号)に基づいて行う支援のうち、緊急避難場所(ホテル等)の提供に関する実施要領(平成21年4月1日施行。以下「県実施要領」という。)に従って犯罪被害者等に提供する緊急避難場所における延泊分の費用支援として実施する。

3 前項に規定する緊急避難場所の延泊分の費用支援は、一の犯罪被害において利用した同一の犯罪被害者等につき、2泊までとする。

4 緊急避難場所の提供に伴う費用(宿泊に要する経費及びサービス料を含む。)は、市が負担する。ただし、飲食代、避難場所までの交通費等の実費は、利用した犯罪被害者等自身が負担するものとする。

5 緊急避難場所の提供は、県が県実施要領に基づき、犯罪被害者等の緊急避難場所の提供に関する協定を締結したホテル等事業者において実施するものとし、その実施内容は、市と当該事業者とが協議して定めるものとする。

(緊急避難場所の提供の対象者)

第28条 前条の規定による緊急避難場所の提供の対象者は、犯罪被害者等で、かつ申請時に市民である者であって、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 県実施要領に基づいて緊急避難場所の提供を受けた者であって延泊する必要があると認められたもの

(2) その他市長が必要と認める者

(緊急避難場所の提供の利用申請)

第29条 緊急避難場所の利用を希望する者(以下この条において「申請者」という。)は、犯罪被害に関する申立書及び座間市犯罪被害者等専門相談・緊急避難場所利用申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、申請書の提出が申請者にとって著しい身体的若しくは精神的な負担を伴うと市長が判断できる場合又は犯罪被害者等の置かれている状況及び緊急性に鑑みて申

請書の提出が困難と市長が認める場合は、申請者からの口頭による申出により申請できるものとする。

- 3 前2項に規定する申請においては、申請者が申請を行う時点において市内に住所を有することを証明することができる地方公共団体の長が発行する証明書その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。ただし、本要綱に規定する他の支援に係る申請で提出した書類をもって代えることができると認められる場合その他市長がその提出を不要と認める場合は、その一部の添付を省略することができる。

(緊急避難場所の提供の費用)

第30条 第27条第4項の規定による緊急避難場所の提供に伴う費用については、1泊につき1万1,000円を上限とする。

(緊急避難場所の提供の費用の請求及び支払)

第31条 ホテル等事業者は、前条に規定する費用の請求について、次に掲げる事項を記載した座間市犯罪被害者等専門相談・緊急避難場所利用費用請求書(第10号様式)を利用した犯罪被害者等の宿泊終了後速やかに市長に提出するものとする。

- (1) 請求金額、算出の基礎及び債権が発生した事実
- (2) ホテル等事業者の所在地及び代表者名
- (3) 請求年月日

2 市長は、請求書の提出があったときは、速やかに費用を支払うものとする。

第6章 雑則

(個人情報の保護)

第32条 各支援担当者及び第27条第5項に規定するホテル等事業者(以下「各支援担当者等」という。)は、収集した個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に従って、適切に取り扱うものとする。

2 各支援担当者等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(支援の制限)

第33条 市長は、次に掲げる場合には、日常生活支援に要する費用の助成、見舞金の支給、専門相談の実施及び緊急避難場所の提供の支援(以下「各支援」という。)を行わない。

- (1) 犯罪被害者である市民又は各支援の申請書を提出する者が犯罪を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、当該市民又は当該申請者にも、その責めに帰すべき行為があった場合
- (2) 犯罪被害者である市民又は申請者が加害者の配偶者等又は親族である場合(関係が破綻していたと認められる事情がある場合を除く。)。ただし、犯罪被害者が18歳未満の場合及び犯罪が行われた時に犯罪被害者が監護していた18歳未満の遺族がいる場合には、この限りでない。
- (3) 犯罪被害者である市民又は各支援の申請者が座間市暴力団排除条例(平成23年座間市条

例第24号) 第2条第1項第3号に規定する暴力団員等であった場合

(4) 犯罪被害者等が同一の犯罪被害事件に関して、他の市区町村から、本条例に規定する各支援と同種の支援を受けたことがある場合

(5) 前4号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、各支援を行うことが社会通念上適切でないと市長が認めた場合

(申請の期限)

第34条 各支援は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間を経過したときは申請することができない。ただし、やむを得ない理由により当該期間を経過する前に当該申請をすることができなかつたと市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 日常生活支援に要する費用の助成、見舞金の支給及び法律相談の申請 当該申請に係る犯罪が行われた日から起算して2年を超えない期間。ただし、第10条第4項ただし書の規定による2回目の転居費用の申請は、1回目の転居日から起算して1年を超えない期間

(2) カウンセリングの利用の申請 犯罪が行われた日から起算して3年を超えない期間

(各支援の実施の決定等)

第35条 市長は、各支援における申請があつた場合は、速やかに各支援の実施又は不実施を決定し、日常生活支援に要する費用の助成及び見舞金の支給の申請にあつては座間市犯罪被害者等日常生活支援に要する費用の助成及び見舞金交付決定通知書兼額確定通知書(第6号様式)により、専門相談の実施及び緊急避難場所の提供の申請にあつては座間市犯罪被害者等専門相談・緊急避難場所利用結果通知書(第7号様式)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定を行うために必要がある場合は、当該犯罪被害者又は申請者の同意を得て、関係機関等に対し、犯罪被害に関する情報、犯罪被害者等の続柄又は居住の実態等を調査することができる。

3 市長は、第1項の規定により日常生活支援に要する費用の助成又は見舞金の支給を決定したときは、当該の決定を受けた者からの次条に基づく請求に応じて助成又は支給を実施し、専門相談又は緊急避難場所の提供の実施を決定したときは当該実施の決定を受けた各支援担当者等と調整を行い、実施するものとする。

4 市長は、第1項の規定により専門相談又は緊急避難場所の提供を決定したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により通知するものとする。

(1) 法律相談の提供を決定したとき 座間市犯罪被害者等支援法律相談依頼書兼報告書により、担当者に通知するものとする。

(2) カウンセリング相談の提供を決定したとき 座間市犯罪被害者等支援カウンセリング依頼書兼報告書により、担当者に通知するものとする。

(3) 緊急避難場所の提供を決定したとき 座間市犯罪被害者等緊急避難場所提供決定通知書(第8号様式)により、ホテル等事業者である担当者に通知するものとする。

(助成又は支給の請求)

第36条 前条第1項に規定する日常生活支援に要する費用の助成、見舞金の支給及び専門相談の費用の支払については、次に掲げる方法によるものとする。

(1) 申請者は、前条第1項の規定により日常生活支援に要する費用の助成又は見舞金の支給の決定の通知を受けたときは、座間市犯罪被害者等日常生活支援に要する費用助成金・見舞金交付請求書（第9号様式）により、市長に請求するものとする。

(2) 専門相談の提供をした担当者は、前条第1項の規定により通知を受けて、申請者に対して相談を実施したときには座間市犯罪被害者等専門相談・緊急避難場所利用費用請求書により、市長に請求するものとする。

（各支援の実施の決定の取消し）

第37条 市長は、各支援の実施の決定を受けた者が第33条各号の規定に該当すると判明したとき及びその他各支援を受ける資格がないと判明したときは、当該決定を取り消すことができる。

2 市長は、各支援の実施の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すものとする。

（助成費用、見舞金等の返還）

第38条 市長は、前条の規定により決定を取り消した場合において、既に各支援が実施されているときは、助成金、見舞金その他費用の一部又は全額の返還を請求するものとする。

（実施細目）

第39条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行し、同日以後に発生した犯罪被害について適用する。